

保護者 各位

富山県立高岡商業高等学校長

出席停止の連絡について

感染症にかかっている、またはかかっていると疑われる場合は、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

出席停止期間は下記に示したとおりです。出席停止となった期間は、出席すべき日数より差し引かれるため、欠席とはなりません。

なお登校の際、下記の「登校許可証明書」を医師に記入していただき学校へご提出ください。

※インフルエンザについては、「インフルエンザ治癒報告書」をご提出くださいますようお願いいたします。

学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準		
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など)

登 校 許 可 証 明 書

年組番氏名

富山県立高岡商業高等学校長 殿

上記の者は、感染のおそれがなくなったため登校しても差し支えないことを認めます。

1 病 名 第 種

2 初 診 日 令和 年 月 日 ()

3 登校許可日 令和 年 月 日 ()

医療機関名

医 師 名 印